

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第八号

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第二十九項を第三十項とし、第二十六項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第二十三項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十四項を第二十五項とし、第十二項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 条例第十七条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。  
第十七条に次の一号を加える。

九 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。

）第十三条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる奈良県立自然公園条例第十七条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十七年七月三十一日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第十七条第九号の規定は、適用しない。